

かすみがうら市議会議案審査特別委員会会議録

令和6年3月13日 午後1時26分 開 議

出席委員

|      |      |
|------|------|
| 委員長  | 櫻井繁行 |
| 副委員長 | 矢口龍人 |
| 委員   | 佐藤文雄 |
| 委員   | 岡崎勉  |
| 委員   | 来栖丈治 |
| 委員   | 設楽健夫 |
| 委員   | 小倉博生 |
| 委員   | 久松公生 |
| 委員   | 櫻井健一 |
| 委員   | 鈴木貞行 |
| 委員   | 服部栄一 |
| 委員   | 石澤正広 |
| 委員   | 鈴木更司 |
| 委員   | 塚本直樹 |
| 委員   | 井出有史 |

欠席委員

なし

出席説明者

|          |       |
|----------|-------|
| 市民部長     | 根本和幸  |
| 保健福祉部長   | 幕内浩之  |
| 都市建設部長   | 廣原正則  |
| 議会事務局長   | 金子俊文  |
| 消防長      | 片岡修   |
| 国保年金課長   | 豊崎良憲  |
| 介護長寿課長   | 川原場宗徳 |
| 都市整備課長   | 篠崎政彦  |
| 道路課長     | 酒井宏   |
| 会計管理者    | 乾文彦   |
| 監査委員事務局長 | 石川和彦  |
| 消防総務課長   | 服部光浩  |

出席書記名

|       |       |
|-------|-------|
| 議会事務局 | 折本尚充  |
| 議会事務局 | 川原場智  |
| 生涯学習課 | 久保庭拓  |
| 都市整備課 | 千ヶ崎 奨 |

---

## 議 事 日 程

令和6年3月13日（水曜日）午後1時26分 開 会

### 1. 議案の審査

- (1) 議案第10号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
- (2) 議案第18号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）
- (3) 議案第22号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算
- (4) 議案第24号 令和6年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算

---

開 会 午後 1時26分

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして、こんにちは。

ただいまの出席委員は15名でございますので、会議の定足数に達しております。会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから昨日の3月12日に引き続き、令和6年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は、審査予定表、紙ベースで出して各委員に配付をしておりますが、そちらのとおりでございます。

また、昨日の議案審査特別委員会で、私のほうより資料請求した担当課に対する資料ですが、まだ来てないということです。昨日は12時1分に資料請求したものが初日と2日目のが来ましたが、今日は来てないということです。間違いなく19日、最終日までには来ると思いますので、各委員のほうでご確認をいただきたい。ガルーンにはしっかり出すようにしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

議案第25号 令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

介護長寿課、川原場課長より詳細をご説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、議案第25号に入る前に、昨日ご審議いただきました議案第15号についての訂正をさせていただきますのですが。

○櫻井繁行委員長

それでは、タブレットのほうも動かしていただいて、議案第15号ということで、各委員のほうにも分かるように、それでは引き続き、課長、お願いいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

昨日審議いただきました議案第15号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定でございますが、すみません、これはちょっと資料に入っていない数値です。

○櫻井繁行委員長

じゃ、そういったことで、冒頭そういうふうに初めていただいたほうが。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

申し訳ございませんでした。

3月12日に佐藤委員に説明させていただきました数値を見直しました結果、数値が誤っておりましたので、訂正させていただきたく思います。

第8期計画と第9期計画の保険料の総額の差額につきまして8700万円と回答させていただきましたが、正しくは6700万円の誤りでございました。大変申し訳ございませんでした。おわび申し上げまして訂正させていただきます。

○櫻井繁行委員長

そういったことで2000万円の差があったということで訂正がございましたので、これは佐藤委員の質問に対する答弁だということですのでよろしいですか。

こちらは採決は済んでおりますので。

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

その件ですね。

○佐藤文雄委員

その内訳、人数と金額が分かるでしょう、その分を対比したやつを出して6700万円だというやつを資料として出しておいってください。

○櫻井繁行委員長

答弁をお願いいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、後ほど出させていただきますと思います。

○櫻井繁行委員長

じゃ、そちらについても、こちらの議案審査特別委員会の採決は終わっていますので、なるべく早くということですが、19日の最終日、本定例会の採決の前には、前のほうがもちろんいいでしょうけれども。

〔「出てるの」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

出てればということですが、なるべく早くということで。

〔「討論の中に入りたいので」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

そうですか、じゃ、そういうところもあると思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、引き続き議案第25号の説明をお願いいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

失礼いたしました。

それでは、議案第25号 令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

介護保険特別会計につきましては事業概要説明書がございませんので、予算書を用いまして歳入歳出のご説明をしたいと思います。

まず、歳入のほうで主な項目について説明いたします。

予算書は169ページをお願いします。

1款1項1目の第1号被保険者保険料でございます。8億2887万7000円、前年度対比で5.9%の増となっております。こちらにつきましては、65歳以上の方から頂く被保険者の保険料となっております。

同じページの中段となります。3款1項1目介護給付費負担金、介護給付費国庫負担金でございます。6億1840万8000円、前年度対比で0.9%の増でございます。こちらは介護保険給付費の国負担分で、居宅給付費分20%、施設等給付費分15%の補助率となっております。

その下となります。3款2項2目及び3目の地域支援事業交付金でございます。合わせまして4110万7000円、前年度対比で11.8%の増となっております。高齢者の介護予防と自立した生活支援を目的とした事業に対する国庫補助金となりまして、2目部分、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業に係る事業費の20%、3目部分、包括支援センター運営事業や任意事業に係る事業費の38.5%の補助率となっております。

続きまして、予算書は170ページになります。

4款1項1目及び2目の計9億5661万円、前年度対比で0.7%の増でございます。こちらにつきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料の中で介護給付費の27%に相当する部分となっております。

続きまして、その下となります。5款1項1目介護給付費負担金、介護給付費県負担金でございます。5億1872万7000円、前年度対比0.4%の増でございます。こちらにつきましては、介護保険給付費の県負担分で、居宅給付費分が12.5%、施設等給付費分が17.5%の補助率となっております。

1段飛びまして、5款3項の1目及び2目地域支援事業交付金でございます。合わせまして2164万6000円、前年度対比11%の増でございます。こちらは1目部分、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防に係る事業の12.5%、2目部分、地域包括支援センター運営事業や任意事業に係る事業費の19.25%の補助率となっております。

続きまして、予算書170ページ、最下段から171ページになります。

7款1項1目から5目の計、合わせまして5億8871万1000円、前年度対比0.9%の増となっております。こちらは給付費の市負担分及び人件費等事務費の繰入れ分となっております。

続きまして、同ページ中段となります。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金2605万3000円でございます。こちらは、介護給付費に充てるための準備基金から繰り入れる内容となっております。

続きまして、予算書は172ページをお願いします。

10款1項1目新予防給付ケアマネジメント収入及び2目の介護予防ケアマネジメント収入でございます。合わせまして758万6000円、前年度対比5.6%の減となっております。内容につきましては、ケアマネジメント業務についての収入分となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

予算書174ページをお願いします。

1款3項2目介護認定調査費等につきましては、01認定調査に要する経費としまして、前年度対比32.1%の増の2360万円を計上しております。認定調査員3名分の賃金及び主治医意見書作成手数料等になります。増額の理由としましては、認定調査の処理件数の増加を図るため、認定調査員の勤務日数追加のため報酬増加が主なものとなっております。

その下となります。2款1項1目居宅介護サービス等給付費の説明欄01居宅介護サービス等給付に要する経費につきましては、要介護者の在宅や通所など居宅介護サービスの給付費として、前年度対比

2.4%増の16億8762万7000円を計上してございます。

続きまして、2目の施設介護サービス等給付費の01施設介護サービス等給付費に要する経費は、介護施設入所者に対する介護サービスの給付費として、前年度対比0.05%の増の14億9334万2000円を計上しております。

続きまして、予算書は175ページの上段になります。

2款2項1目、01介護予防サービス給付に要する経費は、要支援1、2の方が介護サービスを受けた場合の給付費として、前年度対比6.3%増の7405万6000円を計上しております。

一番下の段になります。2款5項1目市町村特別給付費の01市町村特別給付に要する経費につきましては、要介護1から5で常時おむつを必要とする在宅介護者のおむつ購入の費用及び要介護3から5の方の理容・美容の費用助成と、要支援・要介護認定者に対するタクシー代補助の移送サービスとしまして、前年度対比6.1%減の2102万4000円を計上しております。

続きまして、予算書は176ページの上段となります。

2款6項特定入所者介護サービス等費は、要支援・要介護の低所得者の方が、入所やショートステイを利用した際の食費、居住費について、所得に応じた限度額を超過した分の助成費でございまして、1目特定入所者介護サービス費の前年度対比10.7%減の1億4834万1000円を計上してございます。

続きまして、予算書は178ページの下段となります。

4款4項2目の地域包括支援センター費は、前年度対比16.7%の減の3432万7000円を計上しております。主な内容としましては、説明欄02、地域包括支援センター運営に要する経費としまして、令和3年度から開設している霞ヶ浦地区地域包括支援センター業務委託料として2550万円を計上してございます。減額の主な理由としましては、地域ケア会議推進事業費に係る部分が令和5年度までの予算でありましたけれども、6年度予算につきましては、予算書180ページに記載されています8目を新設して移行を行っていることにより減額となっているものでございます。

予算書は179ページの中段部分になります。

4款4項3目任意事業、任意に要する経費でございます。こちらにつきましては、主に独り暮らしの高齢者等の生活改善、健康補充を図る「食」の自立支援事業委託経費になってございます。配食サービス、「食」の自立支援事業委託につきましては、令和6年度より燃料費や食材費等の材料の高騰を鑑みまして、1食当たりの委託料を850円にしてございます。また、それに伴いまして個人負担につきましては1食350円から400円に上げさせていただいているところです。全体としまして3201万円を計上してございます。また、増額の主な理由としましては、高齢者等安心見守り事業委託で306万3000円を追加しているところでございます。こちらにつきましては、令和5年度については一般会計の要援護高齢者に要する経費のうちに入っていたものでございますが、見守り支援事業としまして介護保険特別会計に含めたものでございます。

4款4項4目の権利擁護事業につきましては、成年後見人制度助成に係る扶助費が主なものとなっております。前年度対比30.9%の減、92万9000円を計上してございます。

4款4項5目の在宅医療・介護連携推進事業費でございます。01の在宅医療・介護連携推進に要する経費につきましては、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者へ在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者と協働連携を推進することを目的として、会議や研修を実施する経費として23万2000円を計上してございます。こちらの経費につきましては、令和5年度において2目、先ほどお話ししました地域包括支援センター費の大事業に区分されていたものですが、令和6年度より目を新設して区分しております。また、次にお話しいたします6目、7目におきましても

同様となっております。

予算書は180ページになります。

4款4項6目の生活支援体制整備事業費につきましては、高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として委託を行っているもので999万6000円を計上しております。

同じく7目です。認知症総合支援事業費につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉の様々な分野の専門職が総合的な支援を行うための事業であり、認知症初期集中支援に係る会議費や認知症カフェ等の事業を行うため101万7000円を計上しております。

8目になります。地域ケア会議推進事業費でございます。こちらにつきましては、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備等を同時に進めていくため、推進会議に係るものとなっております。63万2000円を計上しております。

続きまして、5款の介護サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費、01の介護予防支援に要する経費でございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員の報酬等及び要支援認定者の予防給付ケアプラン委託料となっております。前年度対比19%の増の1683万5000円を計上しております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

前年度対比の表を見ていて、ちょっと聞きたいんですが、認定調査員に要する経費で、主治医意見書手数料の増とありますが、これは今説明しましたか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

1款3項2目の介護認定調査等費でございます。2360万円ですが、認定調査員と主治医意見書等の作成手数料等となっております。

○佐藤文雄委員

主治医の意見書手数料の増ということは言わなかったんじゃないかということを言っているの。その内訳は、その認定と一緒になんですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

経費としては同じ項目になっているんですけども、増額の理由としては、認定調査員の処理件数の増加を図るために、調査員の勤務日数を増加したことにより増となっているものでございます。

○佐藤文雄委員

いや、だからこの資料に基づいて聞いているんだよ。資料に主治医意見書手数料の増と書いてあるわけでしょう。今の説明と違うから聞いているのよ。だから、介護認定者の認定人数が多くなったよというふうに言いましたよね、それが理由なんですか。じゃ、この増減の理由の記載は何ですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

認定調査につきましては、年度が経つごとに、やはり認定件数が増えてきますので、それに伴って主治医意見書の依頼も増えてきますので……。

○櫻井繁行委員長

要因の話を佐藤委員はしていると。2360万円の。その話でいいんじゃないですか。

暫時休憩します。 [午後 1時48分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 1時49分]

改めて答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

失礼しました。

委員おっしゃるとおり、ちょっと記入の仕方を書き足りない部分がありました。内容的にはその認定調査員の増プラス主治医意見書の増ということでございます。失礼しました。

○佐藤文雄委員

それから、その下のほうの実績推計事業費の増というのが、やたらめったらあるのよ。実績推計事業費というのはどういうことでしょうか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

給付等に関する部分につきましては、金額の見積りというところが結構、年度によって大幅に上がったり下がったりする場合がありますので、積算についての話ですが、大体前年度実績で出しているところがありまして、それについて実績を基に推計したところで、その金額は多くなったという書き方で記入してございます。

○佐藤文雄委員

だから、前年度実績を見ると、増えているところについては、それを積算としては多くにして、前年度と比べて少ないところは減らしたよ、ということですね。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

それから、職員の人件費で職員の異動収入増というのは、これは職種で高い給料の人が異動になって、また入れ替えたということなんですかね、議案概要書5ページのところ。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

職員人件費等につきましては、総務部のほうで計上してございまして、それについて想定 of 職員異動について計算されているものと認識してございます。

○佐藤文雄委員

人数は変わらないんですね。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

一応、職員の人数として変わるという話は伺ってはございません。

○佐藤文雄委員

それから、地域包括支援センターの霞ヶ浦地区包括業務委託料の増とありますが、霞ヶ浦地区が多くなったということなんですが、これは千代田地区と霞ヶ浦地区の内訳は分かりますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 1時53分]



○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時54分]

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

霞ヶ浦地区包括支援センターにつきましては、委託料として委託を行っているものでございます。千代田地区につきましては、介護長寿課で直営でやっているものでございます。

人数につきましては、千代田地区、下稲吉地区の包括支援センターにつきましては、職員が6名で会計年度任用職員が3名おります。霞ヶ浦地区のほうにつきましては、職員5人で運営しているものでございます。

○佐藤文雄委員

霞ヶ浦地区のほうは委託していると言わなかった、委託しているということは委託先があるんじゃないですか、社協だとか何とかって、委託先があるんじゃないですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 1時55分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開します。 [午後 1時55分]

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

失礼しました。

霞ヶ浦地区包括支援センターは委託をしております、そちらの委託職員で5名となっております。4名が5名になったことにつきまして、その増額となったものでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○佐藤文雄委員

保険料の件なんです、歳入になると思うんですが、保険料は実際に介護保険の給付費に対する0.23倍になっていますよね。そうすると、この保険給付費については、どれとどれに対応するようになっていますか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

23%の保険料に係る部分につきましては、介護給付費に係る部分と、それから地域支援事業の部分と、あと市町村特別給付の部分となっております。

○佐藤文雄委員

市町村特別給付費というのは、どれを見ればいいんですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

予算書175ページの2款5項1目の市町村特別給付費でございます。金額につきましては2102万4000円でございます。

○佐藤文雄委員

ということは、介護給付費と、地域支援事業と、今の市町村特別給付に係る経費、これを合わせたのが、いわゆる介護保険の1号被保険者が負担する23%ということですね。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

はい、そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

きのう、お話ししたように、基本的には半分は公費で、半分は40歳から64歳までの27%、その他がいわゆる1号被保険者が23%、だから0.23倍と言ったんですがね。

ただ、昨日言ったように、県が12.5%、市町村が12.5%、国が25%なんだけれども、この5%の調整交付金が差別化されていると。その分のマイナスは、基本的にその負担は保険料に跳ね返ってくるという理解でよろしいですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

そのようになります。

○佐藤文雄委員

今回の介護保険の跳ね返り、いわゆる調整交付金5%が実際に5%来なくて、2%程度だったと思うんですが、これはどのくらいマイナスになったんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

計画上の数値でなんですけれども、3年で約3億円ほどなのかなと見ております。

○佐藤文雄委員

3年間で3億円ということは、1年間で1億円ということですよ。つまり1億円ずつ介護保険の被保険者に押しつけられているということを意味すると思うんですが、いかがですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

計算上ですと、最終的にはそうなることと考えます。

○佐藤文雄委員

最終的じゃなくたって、ちゃんとそういうふうになっているわけだから、1億円ずつ3つに分ければ3年間でしょう、この分を押しつけられているということになるじゃないですか、国がね。これは細かく言ってもしょうがないんですが、それで今、基金の繰入れをがばっとやりなさいと私は言っていたんですよ。2億7000万円ぐらいありますよと。2億7000万円を小出しにしないで一気に入れるというふうなやり方をやるべきなんじゃないかと私は思っているんですよ。そういうふうはこの前も話をしたと思うんですが、ところが、令和4年度は8952万2000円入れたんだよ、予算では。ところが、結果的に基金繰入れしなくても済んだんだ。決算では黒字になったんだ。令和5年度幾らかというとな6193万1000円、基金から入れているのよ。今回も黒字になるでしょう。この前、補正予算で最終的に補正したでしょう、あれ黒字になっているでしょう、繰越金でね。

今回、何で2605万3000円にしたんですか。ここを思い切って2億7000万円だったら1億5000万円ぐらいぼんと入れて、あとは決算で、次の令和7年度のときに調整ができるんじゃないですか。何で2600万円なんですか。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

おっしゃいますように、その基金につきましては、新しい期に入れるというのが前提だとは考えております。2600万円につきましては、計算上そういう設定にさせていただきました。ただ、やはり令和7年度、令和8年度、期後半につきましては、その給付自体も上がってくる。また施設の増床、または有料老人ホームとかの建設とかも予定されていますので、そちらについて給付費が上がるものとみなしまし

て、年々繰入れ額を調整して、3年間につきましては、その全額繰り入れるような計画を考えております。

○佐藤文雄委員

施設が増える。じゃ、この第8期では施設は増えなかったんですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

第8期では、たしか増床になるものがなかったはずですので、その分の増額についてはなかったと考えております。

○櫻井繁行委員長

課長、当初予算ですから、なかったはずという答弁をいただいても、憶測になっちゃうので、しっかり確信のある答弁をいただきたいと思いますので、再度答弁をお願いいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

第8期につきましては、その増床がなかったのも、金額につきましてもその繰入れというものが増になってはいなかった、となります。

○佐藤文雄委員

第9期では、そういう施設を造りますよと。例えば特養だとか、高齢者の何だとかといろいろな施設、それは増える予定になっているんですか。その話は全然されていませんよ。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

先日、ちょっと一般会計のほうでお話しさせていただきましたが、その補助の関係で施設ということでお話しさせていただきました。

○佐藤文雄委員

私も聞き漏らしたんだろうと思うんですが、どのぐらいの施設が増えるんですか。来年度しか分からないですよ、再来年度も3年間、いわゆる第9期の中でどのくらい増えるかと言いましたか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

増床と建設につきましては、第9期期間中の3年間の間に建てる計画、計画を含める必要がありますので、そちらのほうで入ってはございます。

ただ、昨日について、その件についての説明は、そこまではちょっとしてなかった次第でございます。

○佐藤文雄委員

予算の中で今言ったよと。その施設は何施設増えるんですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

特養の増床では20床を計画しておりまして、有料老人ホームのほうでは2施設を造る予定となっております。

○佐藤文雄委員

特養の人数が増える。それから入る人の人数が20人、あとは2つの施設が増えるということですか、確認です。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

それだったら、ちゃんと第1期、第9期の初めに準備基金をがっとう入れたほうがいいんじゃないですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

建設時期も入っていますので、年度当初というのは、そこまでの給付がかかってくるとは考えづらいですので、やはり期中盤以降のほうが給付費にはかかってくることを考えております。

○佐藤文雄委員

そうすると、第9期の3か年の計画そのものを出してこないと分からないんじゃないですか、来年度の令和6年度だけでは。じゃ、令和7年度はどうなるのか。令和8年度はどうなのか。給付費といわゆる保険料になるかもしれないけれども、あと準備基金がどういうふうに入るかという、3年の計画を出してもらわないと分からないんじゃないですか。来年度の話をするとか何かおかしい話をするでしょう。20床だ、2施設、いや、これは計画だから、次の令和7年度になるかもしれないということは、来年度はあまり入らないかもしれないということでしょう。それは計画だったら計画なりに入れておかないと分からないじゃないですか。そんな第9期のそれぞれの年度でどうなるのかというのをしっかりと出さないと、チェックできないですよ、来年度だけで審議したって。今言うとか聞けば聞くほどおかしくなっちゃいますよ、おかしいなと思うんですよ。

だったら、準備基金はばんと出して、そしてその後、調整すればいいんじゃないですか。大体赤字になることはないんですよ。給付費の、認定が伸びる伸びるといっても、認定を受けたからって、フルスペックで使う人というのは少ないんですよ、金がなくて。だから、それが大事なんですよ。

だから3年間の、逆に令和6年度の分があれば、じゃ、令和7年度と令和8年度はこういうふうな予想ですよというのをきちっと出してもらわないと、まともな審議はできないんじゃないですか、いかがですか。

○櫻井繁行委員長

課長、今回、令和6年度の当初予算の審査ですので、まず、ある資料と数字をしっかりと捉えていただいて答弁いただかないと、もちろん第9期計画あるんでしょうけれども、どんどん資料の追加であったり、質問が広範囲に広がってきちゃうと思うんですよ。その基金の取崩し、運用の仕方というの、委員の皆さんもいろんな考え方があると思うので、しっかり介護長寿課として、令和6年度の当初予算としての介護保険特別会計の進め方ということで進めていただかないと、令和7年度は増える、令和8年度はこうなるというお話をされても、なかなか迷走してしまいますから、その辺もしっかりまとめて整理をしてご答弁いただきたいと思います。

それでは、改めて答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

失礼いたしました。

基金につきましては、3年間の計画ということもございますけれども、令和6年度につきましては、先ほどの繰返しにもなってしまうんですけども、建設に係る部分とかで増床がまだ完了されていないような状況のときに、そこまで給付費が伸びるとは考えておりませんでしたので、2年目、3年目で基金を繰り入れるという考えでございましたので、令和6年度につきましては2600万円計上させていただいたところでございます。

○佐藤文雄委員

いずれにしても、期の最初にきちっと入れているんです。令和3年度は第8期の初めでしょう、第8期の今現在の。このときは9500万円入れているんですよ。今回は2600万円でしょう、しっかりあるのよ、2億7000万円も。こういうふうにして、逆に保険料を上げるような、そういう作為的なやり方を取っている。国はもう2%も保険料を、1億円ですよ、1億円も介護保険料に、現役の65歳以上の高齢者に負担をさせるというやり方だと思うんだよね。これはやっぱり問題だな。だから、こういう作為的なやり方を、やっぱりやめてほしいと思います。

そういうふうにして答えられないじゃないですか。ずっと今までは、そういうふうに最初に投入しているんですよ。今回、投入をしない。こんなやり方でごまかそうとしても問題なんじゃないですか。

○櫻井繁行委員長

それは佐藤委員の意見というか要望で、最終的には意見ということで、討論もありますから、その程度にさせていただきたいと思います。

そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

○佐藤文雄委員

今、議論して分かったように、今回のシステムというか、介護保険の仕組みそのものが非常に作為的に行われているというのは、国のやり方が1つ入っている。システムで入力すると出てくるというやり方なんですね。でも実際には、これまで準備基金を当初の予算にしっかりと入れていたんですよ。しっかりと入れていて、それでも足りないという状況が、例えばですよ、これは絶対ありませんけれども、あったとしたら、令和8年度に足りない状況になれば、一般会計だって繰り入れることはできるんですよ。だから、最初にしっかりと基金を入れなければ、まともな計算じゃない。これは上げるための作為的な保険料の値上げだと、これは高齢者にとっては、特に年金者にとっては大変な厳しい予算になっているということで、反対です。

○櫻井繁行委員長

そのほか討論ございますか。

○設楽健夫委員

反対意見ね。

○櫻井繁行委員長

反対討論ですよ。

○設楽健夫委員

反対討論ね。

ちょっと私も、最近、障害者の関係の長期計画だとか、そういうものを見るときに、基本的な年次計画、データに基づく3か年計画が介護のタイミングごとに変わってくるんです。今の話を聞いていると、3か年計画の中で2億7000万円まず最終的には必要経費を見込んで、令和6年度については低くして、そして令和7年度、令和8年度で投入していく。それは、安全パイを確保して、正確なデータで基金の繰入れを算出しているとは思えないんです。今、話もありましたように、3か年の中での計画があると

するならば、そういうものをきちっとやはり計上して、示して、そしてどういうふうな展開になっていくのかということで、予算を提出してもらわないと、ただどういうことになるかということ、保険料そのものが上がってしまうと、負担だけが上がるというふうになってしまうんですよ。これは、やめる必要がある。もう一回、今、佐藤委員も話をしましたけれども、最初に2.7億円、あるいは2.5億円、前回だと1億円近い金を入れていますけれども、そういうふうにしないと、負担金だけが増えていってしまう。犠牲になるのは市民ですよ。反対です。

○櫻井繁行委員長

それでは、反対討論ということで。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第31号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

引き続き、川原場課長よりご説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。簡潔に説明をお願いいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、議案第31号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例の制定につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、従うべき基準または参酌すべき基準について、関連する市条例の改正を行うものでございます。

議案集の追加で提出させていただいたものでございます。

改正後の主な内容につきましては、従業員数としまして、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員の設置について、それと、管理者として職務に従事する主任介護士や専門員の設置と専従に関してのただし書について、それと、利用料等の受領として、通常の実施地域以外の居宅への介護予防支援を行う場合に、要する交通費の支払いを受けることができる旨と、利用者等に対し、事前にサービス内容と費用についての説明、同意を求めるもの、それと、掲示としまして、事業者の重要事項のウェブサイト掲載について、それと、指定介護予防支援の具体的取扱い方針としまして、身体的拘束

等の禁止と記録等についてを記しているものでございます。

施行年月日につきましては、令和6年4月1日となりますが、重要事項のウェブサイトの掲載につきましては、経過措置としまして令和7年4月1日から行うものとなっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これによって、認知されている人たちの負担は増えるんですか。それだけ。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

特に負担ということではなくて、内容に関する基準を定めているだけですので、例えば従業員につきましては、何人を設置しなければならない、もともとそういうところに配置させるものとか、あとはウェブサイトの掲載とか、そういうところを求めているものでございます。

○櫻井繁行委員長

負担は増えないということですよ。答弁でしっかり答えていただければ、そこでいいと思うんですよ。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

負担が増えるようなものについてを決めているものではございません。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、廣原部長、お疲れさまです。お待たせしました。

改めまして、議案第18号のうち、都市建設部の所管に係る部分を議題といたします。

都市建設部から、特に補足説明等ございませんか。

○都市建設部長（廣原正則君）

道路課酒井課長から説明をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。

○道路課長（酒井 宏君）

それでは、議案第18号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）についてご説明いたします。議案集の71ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費の補正でございます。

8款2項、市道整備に要する経費として、2億4191万7000円の繰越しとなります。主な理由といたしまして、議案第18号に関する補足説明資料の1ページとなります。

また、（仮称）千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ関連事業に関する経費として、4600万円の繰越しとなります。主な理由といたしましては、議案第18号に関する補足説明資料の2ページの一番上となります。

次に、8款3項の河川維持管理に要する経費として500万円の繰越しとなります。主な理由といたしましては、議案第18号に関する補足説明資料の2ページの中段になります。

次に、11款4項の道路橋梁災害復旧に要する経費1881万9000円の繰越しとなります。主な理由といたしましては、議案第18号に関する補足説明資料の2ページの一番下となります。

次に、議案集87ページをご覧ください。

中段にあります8款2項1目01道路維持管理事業、0101道路維持管理に要する経費、またその下にあります8款2項2目01市道整備事業、0101市道整備に要する経費につきましては、入札差金を減額するものです。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、道路課に対する質疑等がございましたら、挙手でご発言をお願いします。

○矢口龍人副委員長

この繰越明許、石岡・かすみがうら広域幹線道路整備工事で、角来地区のところの公民館のところについて、状況を説明していただけますか。どういう状況なんだか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○道路課長（酒井 宏君）

副委員長おっしゃる角来公民館のところなんですけれども、一部計画の見直しが生じておりますのが現状で、公民館移設などについて、今一時中断をしているということで、住民の皆様にお知らせをしているところでございます。

○矢口龍人副委員長

この補償とか補填とか賠償金、この部分も含んでいるんですか、これ。今の角来公民館の関係に対しての。これをもう繰越明許するということは、まだ決まっていないということなのかな。

○道路課長（酒井 宏君）

副委員長おっしゃるとおり、こちらの公有財産と補償・補填の賠償につきましては、今年度予算を計上しておりまして、地権者と協議がまだ完了していないということになりまして、来年度に繰越しをさせていただきますことになります。

○櫻井繁行委員長

令和5年度から令和6年度ということですね。

○道路課長（酒井 宏君）

失礼しました、はい。



○矢口龍人副委員長

そうすると、今のお話だと、要するに用地取得の地権者との合意を得ていないという状況なわけですか。それと、公民館の移設の件も、先だって回覧板が回ってきて、やめるというような内容だったかと思うんですけれども、まだ進行中なんですか、公民館の移転の件も。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○道路課長（酒井 宏君）

土地の地権者との契約については、まだできていない状況です。あと、公民館については、今一時中断という形で事業をストップしているような状況でございます。

○櫻井繁行委員長

もう一度聞きますか、いいですか。

○佐藤文雄委員

地権者との交渉がちゃんと合意があって、こういう広域幹線道路というのは造るんじゃないですか。図面は用地の取得を前提にして作ったものじゃなかったという結果になるわけですね。いかがですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○道路課長（酒井 宏君）

図面につきましては、こちらの道路の予定箇所として作らせていただきまして、それに基づいて地権者と用地の交渉を進めていくということになります。

○佐藤文雄委員

答えになっていないよ。作る場合も、ちゃんと用地獲得を前提にして作らなくちゃいけないんじゃないか。これは、後と先が逆だったんじゃないかという質問ですよ。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○道路課長（酒井 宏君）

今までのところ、道路計画が先で図面を作成しまして、その計画に沿って地権者と交渉するというような形を取らせてもらっています。

○矢口龍人副委員長

その件でなんですけれども、結局かすみがうら市の道路建設というのは、いたるところに要するに真っすぐじゃないところがたくさんあるんですよ。やはり、それは手順に問題があるんじゃないですか。最初から図面を作る、用地を決める。もうその時点で地権者の合意をある程度得て始まらないと、図面ができちゃって、ある程度もう工事が始まってきて、用地買収に行ったら断られちゃったって。だから変更しますって。そういう場所が非常に多いんだよね。分かります、言っている意味。今、佐藤委員が言ったことと同じですよ。どっちが先か。霞ヶ浦地区にもそんなところがたくさんあるけれども、ちょっと手順がおかしいんじゃないかと思うんだよね。角来地区だって、用地が決まっていないのに、もう公民館の移転をしましよと言って用地をやって、いろんな騒ぎをして見積を取ったり何だりって、地元じゃえらい騒ぎだったんですよ。それが今度、据え置きとか中止になるかもしれないって、そんな行政がありますか、それだけ騒がしておいて。もう少し注意してやってもらいたいんですよ。答えていただけますか。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

○道路課長（酒井 宏君）

副委員長おっしゃるとおり、地元の皆様には大変ご迷惑をおかけしたところでございます。今後、副委員長ご指摘のとおり、最初に道路計画をする際に、該当する地権者と協議して、なるべくスムーズに計画が進むように、今後そういった形で進められるように検討してまいります。

○櫻井繁行委員長

ほかございますか。

○矢口龍人副委員長

付け加えると、地権者が要するに悪者になっちゃうんですから、それが一番問題なんですよ。あの人がへそ曲がりだというふうに言われちゃうんですよ。それは市のほうの誠意がないからなんですからね。それだけ注意しててください。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○道路課長（酒井 宏君）

今後気をつけていきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

それでは、都市整備課所管の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

歳出予算の増額補正になります。

議案集は87ページ、議案概要書はタブレット端末38ページになります。

議案集にてご説明をさせていただきます。8款4項2目都市計画推進費、右の説明欄一番下の段、01都市計画推進事業、0101都市計画調整に要する経費で、22節償還金利子及び割引料6億3844万1000円でございます。内容といたしましては、令和6年2月8日開催の全員協議会でもご説明させていただきました国の支援制度であります都市構造再編集中支援事業補助金により、令和3年度から令和4年度末までに完了した事業で、既に国費を受入れ済となっている補助金のうち、複合交流拠点施設等整備に係る事業の見直しなどに伴いまして、国費の返還が生じるものでございます。

国費返還に係る主な事業といたしましては、令和3年度分の複合交流拠点施設等整備の基本設計業務の委託費や令和4年度分の稲吉南2丁目地内の用地取得費などになります。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

暫時休憩します。 [午後 2時36分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時45分]

それでは、議案第22号のうち、都市建設部の所管に係る部分を議題といたします。

都市建設部から、特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（廣原正則君）

それでは、都市整備課篠崎課長から説明をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

それでは、都市整備課からご説明をさせていただきます。

まず初めに、当課所管の歳入予算で、前年度から増減の大きいものにつきまして、予算書にてご説明させていただきます。

予算書は18ページをお開きください。

15款2項5目1節土木費国庫補助金、右の説明欄上段の都市構造再編集集中支援事業費補助金3377万2000円のうち、都市整備課所管分につきましては113万円でございます。内容といたしましては、神立停車場線道路照明施設修正設計積算業務に係る国庫補助金、補助率2分の1になります。

次に、予算書19ページをお開きください。

15款2項8目1節社会資本整備総合交付金、右の説明欄上から3段目、住宅建築物安全ストック形成事業補助金及び、予算書21ページをお開きください。16款2項6目1節土木費補助金、右の説明欄上から2段目、茨城県木造住宅ブロック塀等耐震化支援事業費補助金でございます。内容といたしましては、木造住宅耐震診断士派遣事業に係る補助金で、補助対象事業費の2分の1の国庫補助金と補助上限額1件当たり2万円の県補助金になります。

歳入予算につきましては以上となります。

続きまして、歳出予算になります。

歳入予算同様、前年度から増減の大きいものにつきましてご説明をさせていただきます。

当課所管の歳出予算につきましては、事業概要説明書、タブレット端末46ページから47ページ、予算書は95ページ中段以降から97ページ上段までの8款4項2目の都市計画推進費、01都市計画推進事業及び3目の公共交通費、01公共交通対策事業になります。全体事業として、令和6年度の予算額7714万円に対し、令和5年度の予算額1億3162万2000円、前年度比で5448万2000円の減額になります。全体事業費で減額となった大きな要因といたしましては、神立駅西口地区の土地区画整理事業が令和5年度末をもって完了することに伴い、一部事務組合への負担金支出がなくなったことによるものでございます。

それでは、事業ごとにご説明をさせていただきます。

事業概要説明書は、タブレット端末で46ページ、予算書は95ページをお開きください。

中段、2項都市計画推進費、右の備考欄01都市計画推進事業でございます。事業概要説明書の事業費内訳表の1段目、都市計画調整に要する経費で前年度比109万4000円の増になります。主な内容といたしましては、神立停車場線道路照明施設修正設計積算業務委託、令和5年第3回定例会の補正予算で債務負担行為のご承認をいただき、JR神立駅周辺における中心市街地の活性化や発展につなげるため、民間活力による土地利用を推進し、都市機能の充実や周辺地域のにぎわい創出を図るための都市計画マスタープランの見直し及び用途地域変更等検討業務委託及び木造住宅耐震診断士派遣事業業務委託などに

なります。

木造住宅耐震診断士派遣業務につきましては、令和3年度から実施しておりました危険ブロック塀等撤去費に係る補助事業の終了に伴い、それに代わる事業といたしまして実施するものでございます。市内に存する木造住宅の所有者の申請に基づき、耐震診断士を派遣する事業で、その経費につきましては1件当たり8万8000円で、申請者から自己負担金として2,000円を頂き、残りの8万6000円の2分の1、4万3000円を国から頂き、また県から上限額の2万円の補助をそれぞれ受け、3件の事業実施を見込んでおります。

また、同様に令和3年度から実施しておりました市民向けの住居の建築費用の一部を補助する住まいのマイホーム応援補助金につきましても、令和5年度末をもって終了することとなりました。住居を建築し、市内に長く住み続けていただける点での定住や市外への流出抑制への一端は担えたものと考えておりますが、補助事業者の多くは稲吉地区などの居住誘導区域から同区域内への転入をする方が多く占めるなど、事業実施してきましたこの3年におきまして、居住誘導区域外から居住誘導区域内への誘導実績といたしましては2件にとどまるなど、効果が望めなかったものでございました。また、当該事業の財源につきましては、全てを一般財源で賄っていたところでもあり、限りある財源の中での当該事業に対する予算の優先配分が困難であったものでございます。

次に、3段目、神立駅周辺整備に要する経費で、前年度比5526万2000円の減になります。内容といたしましては、先ほど全体事業費における減額要因としてもご説明させていただきましたが、神立駅西口地区の土地地区画整理事業の完了に伴い、一部事務組合への事業費等の負担金の予算措置が不要になったものでございます。

次に、4段目、国道6号バイパス建設促進に要する経費で、前年度比26万9000円の増になります。予算書は96ページになります。主な内容といたしましては、石岡市、小美玉市と本市の3市で構成する国道6号バイパス建設促進期成会に対する負担金で、国への要望活動などを実施するものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、一時負担金の予算措置を休止しておりましたが、令和6年度から改めて予算措置をするものでございます。

次に、6段目、公園整備に要する経費で、前年度比71万7000円の減になります。内容といたしましては、稲吉南2丁目地内の約2.8ヘクタールの市有地の草刈り等の維持管理経費として令和5年度計上しておりましたが、令和6年度におきまして、都市計画調整に要する経費に予算を移行したものでございます。

次に、事業概要説明書はタブレット端末47ページ、予算書は97ページをお開きください。

上から2段目、3目公共交通費、右の説明欄01公共交通対策事業でございます。事業概要説明書の事業費内訳表の1段目、公共交通対策に要する経費で、前年度同額でございます。内容といたしましては、霞ヶ浦広域バス及び千代田神立ラインのバス運行事業やデマンド型乗合タクシーの運行事業、60歳以上の方で運転免許証の交付を受けていない方や障害者手帳などをお持ちの方に対し、タクシー料金の一部を助成するタクシー利用助成事業、また65歳以上の方で運転免許証を自主返納してから6か月以内の方を対象に、デマンド型乗合タクシーの回数券2万1000円分を進呈する高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施する経費で、市地域公共交通会への負担金となります。事業内容といたしましては、令和5年度と特に変更はございません。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

予算審査資料がありますよね。修繕工事予定箇所が千代田地区と霞ヶ浦地区……

〔「違う違う、都市計画」と呼ぶ者あり〕

○佐藤文雄委員

都市計画、土木と違うか。土木は後か。

○矢口龍人副委員長

今のタクシーの助成金とか、運転免許返納の支援事業って、タブレットにはあるんだけど、予算書には、一まとめにしてあるわけですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

矢口副委員長おっしゃるとおり、こちらの予算につきましては、市の地域公共交通会議への負担金ということで、一まとめになってございます。

○矢口龍人副委員長

それが結局、5323万6000円ということで、一緒くたになって、もう少し丁寧に細かく書いておいてもらうと分かりやすいと思うんだけど、内訳。だから、非常に重要なポイントだと思うんだよね、これ。免許返納の支援金とか、タクシー利用助成金とかいうのが。だから、内訳をきちっと出してもらったほうがいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今、矢口副委員長のお話がありまして、資料を提出させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○櫻井繁行委員長

分かりました。それでは、課長、市地域公共交通会議負担金5323万6000円、ここの内訳ということで、なるべく早めに内訳を資料で提出をお願いいたします。各委員にガルーンでそちらも配付させていただきますので、よろしくお願いします。

そのほかございますか。

○来栖丈治委員

今の公共交通の関係なんですが、電動機付自転車を免許返納に対してやるって、どこかで説明を受けたような気がするんですけども、そここの回数券のところと、整理がどういうふうになっているのか、ちょっと確認したいと思います。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今、来栖委員がおっしゃったとおり、令和6年4月から政策経営課のほうで所管する自転車等購入助成金事業というのが開始されるということで聞いてございます。それで、こちら、条件はある程度同じでございます、やはり運転免許証の自主返納をした方につきまして、公共交通で実際にこれまで行ってきました回数券を選択するか、もしくは政策経営課のほうで、今回、4月から始まる自転車等の助成

金、対象者がそれぞれ選択できるような形の事業になっております。

○来栖丈治委員

内容は分かったんですが、いわゆる本来ならば、公共交通会議の事業に入ってきて、一緒の中で選択できるというのなら分かるんですが、こっちでやって、公共交通会議と市の1つの部局で仕事をやって、それを選択制というのには、なかなか理解がいくのかどうなのか。その辺、市民がうまく理解できるのか、ちょっと不安になるんですが、そこら辺の整理はきちんとついているのかどうか確認したいと思います。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

ただいま委員のおっしゃるとおり、市民の方が混乱してしまわないような形で、政策経営課とよく連携を取りながら、事業周知を図ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○来栖丈治委員

できれば、市民への説明資料みたいなものが、今できているんだかどうか分からないですけども、そういったもの、委員にも提供していただけるとありがたいと思うんですが、いかがですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

そちらにつきましても、政策経営課と都市整備課のほうで、分かりやすいチラシ等を作成した上で、市民にもそうですし、各委員にもお示ししたいと考えております。

○櫻井繁行委員長

それは、来栖委員、今回の定例会期中のほうがよろしいですか。担当課が政策経営課とまたがるところがあるでしょうから、そういったところで、例えば資料請求でうまく連携が取れるのかというところもあったものですから、どういった形がよろしいでしょうか。

○来栖丈治委員

間に合えば、これは議会中が一番いいとは思いますが、当然、2つの事業が、2つの違う部署でやっているものですから、現段階での調整されているものを議会中に供給してもらえれば一番いいと思います。

○櫻井繁行委員長

分かりました。それでは、廣原部長、ぜひちょっと連携を取っていただいて、市長公室長のほうとも連携を取っていただいて、資料請求という形を委員長のほうで取りますので、現時点であるものというか、それぞれの事業概要等を含めて提出のほうをお願いしたいと思います。

○来栖丈治委員

あと1点だけ。事業概要説明書の46ページかな、今出ているところの前の実施計画の46ページなんですが、成果指標、K P Iであるとか成果指標であるとか、K P Iは地方創生の計画でK P Iに載っているので動かすことはできないのかもしれないですけども、ちょっと全体事業からして、成果指標にするのがちょっと何とも、そういうもので、全体を計れない指標じゃないかなと感じたものですから、担当課でどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

こちらの指標につきましては、今、来栖委員おっしゃるとおり、以前に総合戦略で定めたものでございます。それで、今回新たに都市整備課で木造住宅の耐震診断士の派遣事業というものが新たに始まるものですから、事務事業評価の成果指標には、そちらを入れさせてもらってございます。また、総合戦

略の新たな土地利用の推進箇所ということで、令和6年度、1という件数が載っておりますが、こちらにつきましては、稲吉南2丁目地内の市有地の2.8ヘクタールの部分の残り0.8ヘクタールの部分の土地利用ということで、令和6年度推進していきたいと考えてございます。

以上です。

○来栖丈治委員

なかなか、実施計画書で事業を幾つも重ね合わせてまとめてある中で、何を成果にするかという、数値で出せるものというのは限りがあって、なかなか難しいとは思いますが、全体の中で、きつと予算の投入の多いものの事業とかの中で数値にできるようなことが、本来はあるべき姿なのかなと私は感じていたものですから、申し上げました。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

今の来栖委員の関連ですけれども、公共交通会議の中で後処理を含めて、市民の足について、体系的に整備をしてもらいたいということであったと思いますけれども、もう一つ、介護認定を受けている方の介護タクシーの補助とか、そういうものを聞かれるんですね。それを含めて、介護タクシー、あるいは介護に関する交通支援というものもあれば、だから、そこも入れておいていただきたいなど。追加。

○櫻井繁行委員長

それでは、そちらに関すると保健福祉部も絡んでくるようなお話になると思うんですが、それは廣原部長、可能ですか、今の来栖委員、そして設楽委員のほうの資料請求になりますけれども。3つの課がまたがるような分かりやすい、分かりやすいといいますか、もし資料があればと思いますので。

答弁を求めます。

○都市建設部長（廣原正則君）

それでは、保健福祉部と相談させていただいて、もし出し方はちょっとどうなるかはわかりませんが、別々に出すか、一緒にするか、協議したいと思います。

○設楽健夫委員

ありがとうございます。

○櫻井繁行委員長

それでは、そういったことで対応をお願いいたします。ありがとうございます。

○櫻井健一委員

すいません。事業概要説明書の46ページで、令和7年度に1億2000万円というのは、これは照明器具のほうで予算計上をしているのかなとは思いますが、公共交通のほうでも1000万円ぐらい、ちょっと高くなっているんですけれども、何か見込みがあるんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今、櫻井健一委員のおっしゃった公共交通の令和7年度について、約1000万円ぐらい上がっているよというようなご質問でよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、令和7年度におきまして、地域公共交通計画というものがございまして、そちらの見直し業務を予定しているところから、1000万円の増の計上をさせていただいている状況でござ

います。

○櫻井繁行委員長

あともう一つ、都市計画整備のほうも櫻井健一委員から指摘がなかったでしたっけ。そこは大丈夫ですか。課長、答弁をお願いいたします。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

事業概要説明書の46ページの令和7年度の約1億円でしょうか、が上がっている部分につきましては、今、お話があったとおり、神立停車場線の道路照明施設設置工事の工事費及び同じくナビマークの設置工事に伴うものでございます。

○櫻井健一委員

公共交通の会議があるということだったんですけれども、今、M a a Sでしたっけ、グリーンスローモビリティ、そういったものも含まれるような会議になるんでしょうか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

M a a Sにつきましては、政策経営課のほうで土浦市とあと関東鉄道で対応しているような内容でございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○櫻井健一委員

何か、いろんなところが公共交通に絡んでできてしまっていて、複雑になっているんですけれども、トータルで考えていく中では、やっぱり整合性を持ってやるというのが大切だと思いますので、トータル的に分かるようなものになっているといいと思うんですけれども、そういう指標というのは、今せっかくつくられるのであれば、そこも入れていただけたらいいかなと思うんですけれども、よろしく願いします。要望でいいです。

○櫻井繁行委員長

そちらについては、どうですかね。どちらかというと、公共交通とか福祉援助も含めての交通弱者対策を含めての総体的な資料になりかねないところもありますので。あとは、今回はあくまでも都市整備課に対するというか、そういったところの予算ですので、できれば政策経営課だったり保健福祉部のときに、そういうお話がいただければよかったかもしれませんが。

[発言する者あり]

○櫻井繁行委員長

そうなんですけれども、そう言ってしまうと、要は範囲も広がってしまいますから。その辺を含めて、もしできる範囲で廣原部長にお願いをするような形になってしまおうと思いますが、というところで、よろしく願いをいたしたいと思います。

そのほかございますか。

○来栖丈治委員

1点、すみません。聞き漏らしちゃったもんですから。

施政方針で、佐藤委員が聞いたことだったんですが、デマンド型乗合タクシーを土浦協同病院まで乗り入れるような準備というか、その状況というか、その説明があったと記憶しているんですが、その辺の中身、ちょっと教えていただければと思います。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

それでは、ただいまのデマンド型乗合タクシーの一部乗降箇所の見直しというところで、施政方針に



も述べさせていただいた内容でございます。利用者の増加及び生活利便性の向上を図るために、市民の移動ニーズがある土浦協同病院への地区超え運行の運行体制の見直しを検討するものでございます。これから茨城運輸支局や関係機関との協議を踏まえて、令和6年度にどのくらいの需要があるのかというような需要量の把握をするための実証実験を実施いたしまして、令和7年4月からの本格運行を目指して取り組んでまいります内容でございます。

○来栖丈治委員

実証事業というか、実証運行というか、そういうのがあるということですが、その中身はどんなふうなことが予定されているのか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

現状といたしましては、今デマンド型乗合タクシー3台で運行してございます。この実証実験につきましても、基本的には現在の3台で実証実験をした中で、それによってまたやはり需要が高まるとそういうような結果が出ました折には、台数も増やすことも一つ考えられるというように考えているところでございます。現段階でまだ運行事業者との詳細な協議は進めていない状況でもございますので、現時点とする中では、実証実験についてはできれば秋頃に実施していきたいと考えているところでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○道路課長（酒井宏君）

それでは、道路課所管の歳入歳出予算についてご説明いたします。

初めに、歳入ですが、予算書18ページをご覧ください。

15款2項5目1節土木費国庫補助金、説明欄上段、都市構造再編集集中支援事業費補助金3377万2000円のうち、道路課所管は3264万2000円、前年度と比較しまして853万5000円の増額となっています。主な理由といたしましては、稲吉南地区の歩道整備事業に充てる補助金で、補償算定や用地取得費などの増額によるものです。

次に、その下、道路更新防災等対策事業補助金ですが、前年度と比較しまして475万9000円の増額となっています。主な理由といたしましては、橋梁長寿命化のための点検委託や修繕工事に充てる補助金で、令和7年度から本市で3回目となるかすみがうら市橋梁長寿命化修繕計画の策定業務の増額によるものです。

次に、その下、インターチェンジアクセス道路補助金ですが、前年度と比較しまして811万5000円の増額となっています。主な理由といたしましては、（仮称）千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ整備事業に充てる補助金で、補償算定や用地測量費などの増額によるものです。

次に、予算書19ページをご覧ください。

8目1節社会資本整備総合交付金、説明欄、防災安全社会資本整備交付金ですが、前年度と比較しまして1億4026万3000円の減額となっています。主な理由といたしましては、広域幹線道路などの道路改良工事に充てる補助金で、補償費や用地買収費などの減額によるものです。

次に、予算書25ページをご覧ください。

21款4項3目1節道路橋梁費受託事業収入、説明欄、スマートインターチェンジ建設事業用地事務受託収入1400万円の皆増ですが、主な理由といたしまして、NEXCO東日本の事業区域内の用地取得や測量に関わる事務などを本市が委託を受けることによる事務受託費によるものです。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出ですが、事業概要書、タブレット端末48ページ、予算書93ページをご覧ください。

8款2項1目道路維持管理に要する経費ですが、前年度と比較しまして2334万円の増額となっています。主な理由といたしましては、令和6年度で橋梁長寿命化修繕計画が完了することに伴い、令和7年度から当市で3回目となるかすみがうら市橋梁長寿命化修繕計画の策定業務委託や道路維持補修業務委託などの増額によるものです。

次に、事業概要説明書、タブレット端末49ページ、予算書93、94ページをご覧ください。

8款2項2目市道整備に要する経費ですが、前年度と比較しまして2億710万9000円の減額となっています。主な理由といたしましては、石岡・かすみがうら広域幹線道路に関わります用地購入費や物件等補償費などが減額したことによるものです。

次に、予算書94ページをご覧ください。

(仮称)千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ関連事業に要する経費ですが、前年度と比較しまして2330万6000円の増額となっています。主な理由といたしましては、用地測量業務委託などが増額したことによるものです。

次に、予算書、同じく94ページ、95ページをご覧ください。

8款3項1目河川維持管理に要する経費ですが、前年度と比較しまして1916万3000円の減額となっています。主な理由といたしましては、菱木川上流の整備計画策定のための調査費などが完了したことにより減額となったものです。

なお、議案第22号に関する補足説明資料の1ページ、2ページに、千代田地区、霞ヶ浦地区の修繕予定箇所、3ページに市道整備事業に関わります工事実施箇所、4ページにその位置図を掲載させていただいておりますのでお見知りおきください。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、道路課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

歳入も歳出も関係するんですが、スマートインターチェンジですね、アクセス道路の補助金が国から、あとはNEXCOから受託を受けて用地買収か何かの手間賃か何かを収入に入れているみたいですが、補助率というのはどういうふうになっているのか、国の補助ですね。

それから、私も質問しましたが、県道土浦笠間線につなぐような形だと全く効果がないと思っているんですが、そういう方向で進んでいるんですかね。ちょっとそれ教えてください。

○道路課長(酒井宏君)

まず、国からの補助金、インターチェンジアクセス道路補助金ですが、国が50%、本市のほうで50%ということになっております。

それと、NEXCOからの事務事業受託費ですが、こちらはNEXCOと本市が行う事業区域を面積で按分いたしまして、本市が7割、NEXCOが3割ということで、面積で按分した割合に沿って、その対価、お金をNEXCOから事務事業費としてうちのほうに収入があるということになっております。

あと、県道土浦笠間線については、現状で県道土浦笠間線のほうに接道する計画で進めております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

あと、千代田地区と霞ヶ浦地区で2500万円、2500万円で均等になっていると思うんですが、前にも決算のときに言いましたけれども、非常に少ないと。これはどちらかというと地区の要望とか、いろいろ皆さんの要望に応える。これは増額したいというふうに言ったと思うんです。何か最初からもう5000万円になっているというのは、ものすごく少ないような気がするんですが、検討した結果5000万円になったんですか。

○道路課長（酒井宏君）

その件なんですけれども、令和6年度から道路維持補修業務委託ということで、道路維持管理業務の一部を試験的に民間業者へ委託するということになりまして、その予算が1000万円。内容といたしましては、千代田地区と霞ヶ浦地区の2つに分けて、主要幹線道路を指定して、パトロールとか道路補修、降雪時の凍結防止剤の散布などを委託するというような事業を令和6年度から行う予定となっております。

○櫻井繁行委員長

課長、その当初予算は、せっかくですので、新規事業ということですので、当初予算書のどの辺に入っているのかが分かればご説明いただけますか。

○道路課長（酒井宏君）

予算書93ページ、道路維持管理事業、0101道路維持管理に要する経費、上から5番目、道路維持補修作業委託1000万円ということになっております。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。予算書93ページの0101道路維持管理に関する経費の12事業ですよ。道路維持補修作業委託1000万円ということでございます。確認をしてください。

○佐藤文雄委員

これは、業務委託ですか。民間に委託すると今言いましたけれども、民間に委託するというのはどういう意味でしょうか。

○道路課長（酒井宏君）

建設事業を行う事業者に委託をするということです。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○矢口龍人副委員長

維持管理業務を業者に発注するということなんですか。例えば、県土木事務所なんかでやっていますよね、維持管理。自分で設計して、それで予算をつくって入れたりするようなことなのかな。いいですか。

○道路課長（酒井宏君）

矢口副委員長のおっしゃるとおりです。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

建設業者に委託するということですか、建設業者。つまり1社なんですか。お聞きします。

○櫻井繁行委員長

それでは、具体的に。新規事業ですので、当初予算を分かりやすく、課長、説明をいただけますか。

○道路課長（酒井宏君）

入札に諮りまして、業務委託する予定になっております。

内容としては、先ほどもご説明しましたが、霞ヶ浦地区と千代田地区、2つに分けて、パトロールや軽微な補修、あとは降雪時の塩化カルシウムの散布などを委託する予定をしております。

○矢口龍人副委員長

今、霞ヶ浦地区と千代田地区に分けると言っても、要するに500万円ずつに分けるということなのかな。2社に委託するということですか。

○道路課長（酒井宏君）

矢口副委員長おっしゃるとおり、今のところ2社に分けて発注する予定です。

○矢口龍人副委員長

仕事の内容が500万円でしょう。500万円で、何ていうか、例えば補修箇所を探すとか、今おっしゃったように塩化カルシウムをまくとか、例えば雑草が出ているところをちょっと刈ってもらったりとか、そういうレベルの話なんだろう、作業内容としては。

○道路課長（酒井宏君）

副委員長おっしゃるとおり、軽微な補修ということで、そのような内容も含まれます。あとは補修工事として、のり崩れなど、そういう緊急性のあるものについては対応していただくというようなことも予定しております。

○矢口龍人副委員長

要するに、職員が今までやってきたことを業者にお願いするということでもいいんですね。

○道路課長（酒井宏君）

それも含まれます。

○来栖丈治委員

すみません、今の件なんですけど、いわゆる道路の延長であるとか、例えば塩化カルシウムをまく箇所数であるとか、単純に千代田地区、霞ヶ浦地区ということとは言えないと私は思って聞いていたんですが、そういった面含めて、例えばどんなふうな委託内容になるのか分からないですけども、そういった点まで、いわゆる予算の段階できちんとした資料があるのであれば、説明というか、資料提供いただければありがたいんですが。

○道路課長（酒井宏君）

現在、そういった詳細な資料はまだ作成中でありますので、まだ準備はできていない状況です。

委員おっしゃる、例えば塩化カルシウムをまくとか、そういったところにつきましては、今まで市の職員が対応しておりましたので、どこが凍るとかというのを把握していますので、その辺のところは受ける業者に伝えていきたいと思っております。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

その辺も課長、もし詳細が決まってきたら、今度は常任委員会等でも公告をいただければと思います。産業建設委員会もありますから。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、議案第18号のうち消防本部の所管に係る部分を議題といたします。

消防本部から、特に補足説明等ございませんか。

○消防長（片岡修君）

詳細につきましては、消防総務課長の服部から説明申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。

○消防総務課長（服部光浩君）

それでは、議案第18号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）に係る消防本部所管分についてご説明させていただきます。

議案集78ページをお願いいたします。

初めに、歳入補正の21款諸収入、5項雑入、7目雑入、消防団員退職報償金につきましては、当初、退団者40名で計上しましたが、今年度につきましては30名であったため、381万6000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案概要書につきましては38ページ、議案集につきましては88ページをお願いいたします。

歳出補正で9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、常備消防事業、常備消防に要する経費82万3000円の減額補正をお願いするものです。内容としましては、13節使用料及び賃借料63万5000円につきましては、令和5年度に借地料の改定を実施したことによります減額及び17節備品購入費で消防用備品、防火衣一式、18名分の契約差金18万8000円の減額をお願いするものです。

続きまして、その下、2目非常備消防費、消防団運営事業、消防団運営に要する経費575万円の減額をお願いするものでございます。内容としましては、1節報酬156万9000円で、当初、団員520名分を計上しましたが、団員数が487名に確定したことによります減額及び7節報償費、消防団員退職報償金として退団者を当初40名で計上しておりましたが、退団者30名分の支給額が確定したことから、381万6000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、18節負担金補助及び交付金でございます。茨城県消防協会理事研修の欠席によります10万円の減額及び消防団員数487名が確定したことにより、消防団員公務災害補償負担金13万6000円、消防団員福祉共済掛金12万9000円の減額をお願いするものです。

続きまして、その下、3目消防施設費、消防施設整備事業、消防車両整備に要する経費、17節備品購入費、消防団用ポンプ自動車購入で契約差金33万4000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、その下、消防水利整備に要する経費170万9000円の減額をお願いするものでございます。内容としましては、12節委託料、防火水槽設計委託の契約差金11万6000円、14節工事請負費、消火栓新設工事の残金42万2000円、防火水槽新設工事の契約差金117万1000円の減額をお願いするものでございます。

消防本部所管の補正予算につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、消防総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

防火水槽の設計委託と消火栓新設工事と防火水槽新設工事の件数を教えてもらえますか。

○消防総務課長（服部光浩君）

令和５年度につきましては、消火栓は３基です。防火水槽の新設は２基です。防火水槽解体につきましては３基の実績となっております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、議案第22号のうち消防本部の所管に関わる部分を議題といたします。

消防本部から特に補足説明等ございませんか。

○消防長（片岡 修君）

引き続き、消防総務課長の服部からご説明いたします。よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。

○消防総務課長（服部光浩君）

それでは、議案第22号 令和６年度かすみがうら市一般会計予算に係る消防本部所管についてご説明をさせていただきます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

予算書の18ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、２項国庫補助金、６目消防費国庫補助金、１節消防費補助金1508万1000円でございます。内容につきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用して、西消防署に配備しております救急車１台を更新整備するものでございます。

続きまして、予算書25ページをお願いいたします。

21款諸収入、４項受託事業収入、４目消防費受託事業収入、１節常磐道救急業務受託事業収入356万円でございます。内容につきましては、常磐道救急業務受託事業支弁金で、これは高速道路の救急業務を行うに当たり救急隊１隊を維持するための経費支弁金でございます。前年度と比較しまして67万1000円の増額となっております。主な増額の理由としましては、総務省消防庁からの支弁金算定に伴います基礎数値の変更が生じたため、増額となったものでございます。

続きまして、予算書26ページをお願いいたします。

21款諸収入、５項雑入、６目雑入、１節雑入でございます。説明欄の上から13件目、中段になります。消防団員退職報償金1125万円で、これは消防団員として５年以上活動し退団された場合に支給されるものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

事業概要説明書72ページをお願いいたします。

〔「タブレットが動いていない」と呼ぶ者あり〕

○消防総務課長（服部光浩君）

今いたします。すみません、今やっています。

○櫻井繁行委員長

じゃ、ここで、ちょっと何か機械の調子が悪そうなので、３時50分まで休憩にしましょう。

50分から再開します。お願いします。 [午後 3時43分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時50分]

引き続き説明をお願いいたします。

○消防総務課長（服部光浩君）

それでは、引き続きまして、歳出についてご説明させていただきたいと思います。先ほどは失礼いたしました。

事業概要説明書72ページをお願いいたします。

まず、歳出をご説明させていただく前に、変更点をご説明させていただきます。

令和5年度までにつきましては、常備消防費、非常備消防費、消防施設費の3目で実施しておりましたが、消防施設費に常備消防と非常備消防の経費が混在していたことから、令和6年度からは常備消防費と非常備消防費の2つに統合させていただきました。常備消防事業と消防団運営事業の2つの大事業で実施するよう見直しを図ったものでございます。

また、小事業につきましても、6小事業で実施しておりましたが、常備消防に要する経費と消防団運営に要する経費の2つで実施するように、同じように見直しを図ったものでございます。

それでは、説明させていただきたいと思います。

事業概要説明書72ページをご覧くださいと思います。

常備消防事業費1億3868万円でございます。

予算書につきましては、97、98、99ページになります。

常備消防に要する経費、令和6年度予算額1億3868万円、前年度比較で4869万4000円の増となります。主な増額の理由といたしましては、予算書98ページの備考欄、下から2点目になります17節備品購入費で、西消防署に配備しております高規格救急車1台の更新、予算額4034万円になります。先ほど歳入でご説明いたしました緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し購入するものでございます。補助基準額が3016万3000円、採用基準額は補助基準額の2分の1となりまして、1508万1000円となります。

続きまして、事業概要説明書73ページになります。

消防団運営事業になります。事業費9979万3000円でございます。こちらは予算書99、100ページになります。

消防団運営に要する経費、令和6年度予算額9979万3000円、前年度比較で1837万9000円の減となっております。主な減額の理由といたしましては、令和5年度につきましては、備品購入費の中で消防団用ポンプ自動車を2台更新いたしました。令和6年度につきましては、ポンプ自動車1台と、あともう1台が車両価格がポンプ自動車より安価な小型動力ポンプ付積載車1台を更新するためでございます。また、消防団員数も減少しておりますので、団員報酬等も減額しております。

簡単ではございますが、消防本部からの説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明が終わりました。

消防総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

質疑を終結いたします。

それでは、議案第22号のうち、会計課の所管に関わる部分を議題といたします。

会計課から特に補足説明等はございませんか。

○会計管理者（乾 文彦君）

それでは、お疲れさまでございます。

会計課から、所管する予算につきまして、令和6年度かすみがうら市一般会計予算書に基づきまして補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、当課で所管する歳入といたしましては、予算書の24ページをお開きいただきますと、24ページの一番下でございますけれども、諸収入に歳計現金預金利子といたしまして1,000円のほうを計上しておりますが、前年度からの増減はございません。

続きまして、歳出の予算につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の35ページをお願いしたいと思います。

35ページ中ほどになります。説明につきましては新たに計上した項目、前年度比較しまして増減の大きい部分についてのみ説明をさせていただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、01会計管理事業1001万9000円を計上してございます。当該事業は、迅速かつ適正な会計事務の執行を図ることを目的として、会計事務を実施するための事業でございます。前年度予算額478万3000円と比較いたしまして、523万6000円の増となっております。増額となった主な理由でございますけれども、1つ目といたしましては、社会インフラである国内為替制度、国内為替制度というのは、郵便為替、銀行振込など、国内で送金を行う方法のことをいいますけれども、この制度を安定的に運営することを目的といたしまして、令和4年10月1日に内国為替制度運営費が導入されました。それまで銀行間の送金等に関わる手数料が半額程度に引き下げられました。制度導入に伴いまして、それまで無料となっておりました地方公共団体におきます振込手数料が、令和6年10月から有料化となることから、11節役務費におきまして、それに係る口座振込手数料といたしまして新たに427万2763円を追加して計上したものです。

続きまして、歳出予算増の2つ目につきましては、先ほどご説明いたしました内国為替制度運営費の導入に伴いまして有料化となる振込手数料の縮減を図るため、12節委託料におきまして、財務会計システム口座振替債務者集約機能追加改修委託としまして、財務会計システムに名寄せ機能を追加するための委託料16万5000円を新たに計上いたしましたものです。

簡単でございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、会計課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、議案第22号のうち、監査委員事務局の所管に関わる部分を議題といたします。

監査委員事務局から特に補足説明等ございませんか。

○監査委員事務局長（石川和彦君）

議案第22号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算のうち、監査委員事務局所管の予算についてご説明させていただきます。



歳入予算はございませんので、歳出のみの説明となります。また、事業概要説明書に該当する事業もございませんので、主な経常経費について、予算書にて説明させていただきます。

予算書の51ページの下段をお願いいたします。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、01監査業務事業、0101監査業務に要する経費でございます。予算額136万4000円、前年度予算額が128万6000円に対しまして7万8000円の増でございます。

主な支出を申し上げます。1節監査委員報酬99万円、前年度93万5000円に対しまして5万5000円の増となっております。増額の理由といたしましては、令和6年度の年間監査計画におきまして、監査の予定日数が増えたことなどによるものです。

続きまして、8節職員普通旅費、職員普通研修旅費、委員等旅費につきましては、コロナ禍のため開催されていなかった関東都市監査委員会の会議や研修等へ参加するため増額となっております。

また、委員等費用弁償10万8000円、こちらにつきましては、監査の予定日数増に伴いまして増額するものでございます。

監査業務に要する経費のほかに、市長からの補助執行事務として、行政不服審査委員会事業など5つの事業の経常経費を計上しておりますが、説明は省略させていただきます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、監査委員事務局に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、次に、議案第10号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議会事務局から特に補足説明等ございませんか。

○議会事務局長（金子俊文君）

特に補足説明はございません。

○櫻井繁行委員長

それでは、議案第10号ということでございます。議会事務局に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

ちなみに、議案集は何ページになりますか。

○議会事務局長（金子俊文君）

52ページでございます。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号のうち議会事務局の所管に関わる部分を議題といたします。

議会事務局から特に補足説明等ございませんか。

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案集80ページをお願いいたします。

1款1項1目0201審議会運営に要する経費112万8000円の減額補正でございます。内容といたしましては、議員期末手当の減額でございます。6月分の期末手当につきまして、1月に市議会議員選挙が実施されたため、期間が6か月に満たない議員分の減額でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、議会事務局に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第18号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）についての質疑が全て終了をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第22号のうち、議会事務局の所管に関わる部分を議題といたします。

議会事務局から特に補足説明等ございませんか。

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、補足説明をさせていただきます。

予算書29ページから30ページをお願いいたします。

事業概要説明書70ページになります。事業概要説明書のほうでご説明させていただきます。

初めに、議会費の令和6年度当初予算額でございますが、1億73万3000円で、前年度より116万3000円の減額となっております。

市議会運営に要する経費につきましては、当初予算額9454万1000円としまして、前年度比144万4000円の減でございます。予算減の主な内容といたしましては、消耗品等で令和5年度に議員全員に防災服等の作成をしたものでございます。

その下、市議会だより発行に要する経費につきましては、当初予算額120万7000円で、前年度比22万3000円の増でございます。

市議会研修活動に要する経費、政務活動に要する経費、市議会広域連携研究に要する経費につきましては、前年度とほぼ同額を計上してございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、議会事務局に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第22号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算についての質疑が全て終了をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それで、議案第24号に戻ります。

次に、議案第24号 令和6年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

市民部から特に補足説明等ございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

国保年金課長からご説明を申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、議案第24号 令和6年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書の説明になります。154ページからになります。

予算総額としまして、歳入歳出それぞれ11億1900万円、前年度対比で1億1800万円の増額となっております。

予算書159ページをお開きください。

歳入から説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料5億3956万5000円、前年度対比で9680万4000円の増額になります。

令和6年度の保険料算定にあつては、令和6年2月19日、茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会において料率の見直しが提案され、議決に至っており、改正後の税率で見込んでおります。

次に、3款1項一般会計繰入金5億7843万2000円、前年度対比で2119万6000円の増額になります。主な理由としましては、被保険者数の増により、保険基盤安定繰入金の前年対比8.8%及び医療費公費繰入金が前年度対比で2.5%の伸びで、広域連合が試算したものになりますが、年々増加傾向になります。

以上が歳入予算の説明になります。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

予算書160ページをご覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金11億1232万8000円、前年度対比で1億1768万8000円の11.8%増額になります。増額の理由としましては、保険料率の改正及び被保険者数の増に伴う保険料収入及び基盤安定負担金などが増えたことによるものです。

以上が歳出予算の説明になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今回、大幅な値上げになっているかなと思うんですよ。令和5年度と比較すると、特別徴収の人が18.35%アップ、普通徴収の人が29.26%アップというふうになっています。特別徴収と普通徴収の、この比率なんかはどういうふうに、人数の比率はどうなっていますでしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

予算に計上します特別徴収と普通徴収の比率なんですけど、65.6対34.4になります。特徴と普徴のバランスについては、予算の積み上げ過程では、特に75歳になる資格取得者は、最初は普徴からどうしても始まるので、普通徴収のほうに偏りが生じている積み上げとなっています。

○佐藤文雄委員

今話したように、途中で後期高齢になる、そういう方の場合が、その前は普通徴収かな、どうしても普通徴収が多くなるよということみたいなんですけど、そうすると、実際に普通徴収の割合は、分かっている範囲で何割ですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

現時点で申しますと、大体8対2の割合かなと認識しております。

○佐藤文雄委員

2割ということですね、大体ね。

それで、今回の引上げで、前年度と比較してかなり上がっていると言いましたけれども、全体の増額は分かりますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

料率改正での影響としまして、現年度の調定ベースでは、令和6年度は調定ベースで5億4163万6700円、令和5年度は、4億4320万2700円、9843万4000円増えております。被保険者は高齢化により増えておまして、令和5年度が6,432人で見積もっております。令和6年度は、それに対して7,085人、653人ほど増えています。1人当たりの影響額は7,542円増えているものと認識しております。

○佐藤文雄委員

大体9800万円ぐらい増えたというふうな理解でよろしいですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お見込みのとおりです。

○佐藤文雄委員

人数も増えたということなんで、今話したやつ整理して、後で出してもらえますかね。よろしいですか。

○櫻井繁行委員長

それで、資料請求ということですが、今答弁いただいた年度ごとの対比が分かるものというか、そういったものを、課長、提出というのは可能ですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

取りまとめます。

○櫻井繁行委員長

それでは、また資料請求という形を取らせていただきますので、ガルーンで配付をさせていただきます。各自今の資料について日々ご確認をいただきたいと思います。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

○佐藤文雄委員

もともと後期高齢者医療制度というのには、私はもともと反対なんです。ただ、この会計問題、予算の問題から言うと、これ、後期高齢者医療広域連合で決まっちゃうんですね、残念ながら。そういう意味では、幾らここで反対しても、もう取り返しがつかないんですが、いずれにしても、基金が65億円あったんですよ。それが30億円しか入れていないんですよ。本来であれば65億円全て入れるべきだと思うんです。そうしないと、今の状況で高齢者の年金が減らされているという大変な状況で、これでかなりのアップになると、厳しい生活になるかなと思います。

そういう意味では、反対という表明をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、反対討論ということでございます。

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。お疲れさまです。 [午後 4時19分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時19分]

以上で本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様方から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、なきようですので、ここでお諮りをいたします。

委員会会議録の作成ですが、私委員長に一任をいただきたいと存じますが、それにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議もないようでございます。そのようにさせていただきます。

以上をもちまして令和6年第1回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉 会 午後 4時20分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻 井 繁 行